

要 請 書

法務省入国管理局警備課 御中
東日本入国管理センター 御中
東京入国管理局仮放免担当 御中
東京入国管理局執行部門 御中

2011年3月16日
全国難民弁護団連絡会議
代表 渡辺彰悟

第1 要請の趣旨

次の点について要請する。

- 1 被収容者処遇上の緊急災害時の対応の規範を確認、点検し、職員に徹底させること、緊急災害時の被収容者の恐怖や言語上の障壁の存在を十分考慮した対応を取ること。
- 2 東北・関東大震災及びその後続く状況を踏まえ、今後想定されるうちの最悪の事態に備えて、現時点の被収容者を原則として仮放免許可すること。（但し、余震や原子力発電所災害の状況も踏まえて、臨機応変な措置を講じられたい。）
- 3 すでに仮放免許可を受けている者の、出頭確認及び仮放免延長手続については、今回の災害の深刻さ、交通途絶、計画停電等の状況に鑑み、被仮放免者に無理な出頭を強いることがないように、出頭確認日時の延期及び退令仮放免の職権による更新許可等の適切な対応をされたい。

第2 説明

- 1 被収容者処遇上の緊急災害時の対応については、状況に応じた対応措置、状況の段階の判断基準、判断責任者などを含め、明確な職員行動規範がすでにあるであろうと思うが、改めてその確認、及び去る3月14日の東北・関東大震災の際における運用状況を踏まえての点検、職員への徹底をされるよう要請する。

また緊急災害時の、被収容者処遇上の対応においては、被拘禁者は自らの判

断による行動が制約されるため、実際の危険以上に不安、恐怖を抱き、それが不測の行動にもつながりかねないうえ、外国人被収容者は言語上の障壁もある。被収容者に対しては、上記規範に基づく行動指示について事前に（可能な限り文書で、また多言語で）説明を行うこと、また緊急時にもできるだけ多言語で対応すること、房内拘禁に固執せず可及的に共用スペースや運動場に置くようにすること、また事後の状況の説明を可能な限り多言語で行うなどの配慮をすることを要請する。

- 2 今後、地震のみならず、福島原子力発電所の帰趨によっては、収容施設からの退避が必要な場合も想定される。

地震その他の事情によって収容施設からの退避が必要な場合に、被収容者が多くあることは職員による管理をさらに困難とし、職員の危険もいたずらに増大させる。また切迫した事態に直面して急いで仮放免手続をすることも困難な場合もあり得、他方で職員が、超法規的な解放を躊躇して、取り返しのつかないことになることもあり得ないことでない。

現時点であれば未だ保証人を用意しての仮放免手続で解放する余地がある。未確定の将来に備え、現時点で、被収容者全員について仮放免を許可し、収容継続は、やむを得ない被収容者のみに限定するよう、是非検討されたい。

- 3 また、余震、原子力発電所の状況や、交通途絶、計画停電等の状況において、すでに仮放免許可を受けている者であって出頭確認や更新許可申請のため地方入国管理局に赴き安全に帰宅することが困難である者が多数存在するので、当分の間、無理な出頭を強いることを避け、二次災害を招来することのないように、出頭を猶予する、あるいは職権更新許可を行うなどの対応をされるように求める。
- 4 以上のことは直ちに、各地方入国管理局、収容所に周知徹底されたい。

以上